

自治医科大学大学院医学研究科における学生の研究指導の委託に関する取扱要領

1 趣旨

この要領は、自治医科大学大学院学則（昭和53年3月24日制定。以下「大学院学則」という。）第11条の規定に基づき、自治医科大学大学院医学研究科（以下「医学研究科」という。）に在学する学生で、他の大学の大学院又は研究所等（以下「他の大学院等」という。）において、教育上有益と認められる研究指導を受ける者（以下「研究指導委託学生」という。）に関し必要な事項を定める。

2 手続

担当指導教員は、学生に他の大学院等において研究指導を受けさせることが教育上有益であると認めるときは、所定の様式により医学研究科長に願い出るものとする。

3 許可

担当指導教員から願い出のあったときは、医学研究科長は、他の大学院等との協議の上、大学院医学研究科委員会幹事会の議を経て、これを許可する。

4 委託期間

研究指導委託学生として他の大学院等において研究指導を受ける期間は、修士課程については1年以内とし、博士課程については原則2年以内とする。ただし博士課程にあつては、教育上特に必要と認められるとき又は特別の事由を有するときは、延長を許可することがある。

5 在学期間の取扱い

研究指導委託学生として研究指導を受けた期間は、医学研究科における在学期間に含まれるものとする。

6 研究報告書等の提出

研究指導委託学生は、他の大学院等における研究指導が終了したときは、直ちに（外国の機関において研究指導を受けた者にあつては、帰国後直ちに）研究報告書及び他の大学院等の交付する研究指導状況報告書を医学研究科長に提出しなければならない。

7 研究指導の認定

研究指導委託学生が、他の大学院等において受けた研究指導は、研究報告書及び研究指導状況報告書により、大学院医学研究科委員会の議を経て、医学研究科における課程修了に必要な研究指導の一部として認定する。

8 授業料等

研究指導委託学生は、他の大学院等において研究指導を受けている期間中も本学大学院生としての授業料を納付しなければならない。

9 規則等の遵守

研究指導委託学生は、他の大学院等における諸規則を遵守しなければならない。